

令和7年6月30日

経済連携協定に基づく特定の貨物に係る  
関税の譲許の修正に係る発動期間  
(関税暫定措置法施行令別表第1の25の項に掲げる物品)

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項の規定に基づき、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の25の項に掲げる物品について、同条第1項に規定する発動期間を下記のとおり公表する。

記

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで